

別表（第2条関係）

補助事業名	外国・外資系企業向け設立支援補助
補助事業の目的	外国・外資系企業が県内に立地する際の市場調査や法人登記等に係る初期コストを軽減し、生産性の高い外国・外資系企業の経営ノウハウや技術の県内移転、及び新たな雇用の創出を実現する。
補助事業の対象となる者	産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「条例」という。）第2条各号で定める立地促進事業を行い、かつ新規創業又は県内へ本社移転する下記いずれかに該当する者 1 外国企業 外国の法令に基づいて設立された法人 2 外資系企業 我が国の法令に基づいて設立された法人であって、一の外国企業により所有されるその株式の数又は出資の金額の、その発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が3分の1を超えるもの
補助事業の対象となる経費	補助事業者が行う立地促進事業に係る下記経費のうち、知事が必要かつ相当と認めたもの 1 市場調査経費等 専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、資料購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、通訳費、翻訳費、進出調査委託費、駐在員事務所等のオフィス賃料 2 法人登記経費等 法人登記経費 在留資格取得経費（交付申請兼実績報告時において、当該企業に在籍している者に限る）
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助金の額	補助事業者が行う下記の事業区分に応じて、予算の範囲内の額 1 市場調査経費等：1補助事業者あたり、100万円を限度とする。 2 法人登記経費等：1補助事業者あたり、20万円を限度とする。
適用除外する条項	第13、14条
その他の事項	申請書類は日本語で作成すること。

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業概要説明書（別記） ・ 経費等を確認する書類（領収書等） <p>※「法人登記経費等」区分に係る補助申請を行う場合は以下の書類（写）も要添付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在留資格等を取得したことを証する書類 ・ 現に補助事業者である企業に在籍していることを証する書類
	<p>(指定期日)</p> <p>補助対象施設の操業開始後 14 日以内</p> <p>※操業開始日から起算して 6 ヶ月後までに在留資格取得計画がある場合で、 県の承認を得たものについては、操業開始日から 6 ヶ月以内</p>